平成２２年（フ）第４８号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―822号
債務者　池島　葉子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　千穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９０号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目９番16号
債務者　中山　博志
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１１号
愛知県豊川市豊川西町76番地　ソシエール西町101号
債務者　松永　泰久
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４１９号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ＺＥＰＨＹＲ21　415号
債務者　田中　義春
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２０号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ＺＥＰＨＹＲ21　415号
債務者　田中ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２８７号
大阪市天王寺区清水谷町７番13号　Ｇ・ラグーナ清水谷501号、前住所大阪市天王寺区空清町５番21―303号
債務者　光成　和晃
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇仁　美咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３２９号
京都市上京区千本通二条下る聚楽町857番地ライオンズマンション聚楽二条1102号
債務者　才本　　清
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３０号
京都市上京区千本通二条下る聚楽町857番地ライオンズマンション聚楽二条1102号
債務者　才本　直美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２５号
名古屋市北区上飯田北町２丁目26番地　川口ビル301号
債務者　大江　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２８号
長崎県長崎市茂木町１番地121　茂木アパート２棟402
債務者　松村　文幸
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年5060番地77
債務者　宇都　良和
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５号
宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅13棟８号
債務者　川越智佐子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６７９号
大阪府大阪市淀川区十三東５丁目２番10号　杉野マンション201号
債務者　柴田　直則
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　保夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８号
北海道松前郡松前町字江良526番地の１
債務者　片山由美子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
函館市本町22番14号
債務者　神田恵一郎
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
北海道亀田郡七飯町鳴川４丁目３番11号
債務者　木田佳代子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
函館市鍛治１丁目８番17号
債務者　数馬あや子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
函館地方裁判所